

運 免 第 7 9 0 号
令 和 元 年 1 1 月 2 8 日

交 通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

運 転 免 許 課 長

運転免許証への旧姓記載等の運用について

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号。以下「改正令」という。）が別添1のとおり本年4月17日に公布され、本年11月5日から住民票及び個人番号カードに旧姓（改正令第30条の13にいう「旧氏」を指す。以下同じ。）を記載することが可能となったこと等を踏まえ、下記のとおり、運転免許証（以下「免許証」という。）への旧姓の記載又は免許証に記載された旧姓の変更若しくは削除（以下「旧姓記載等」という。）に係る制度を、免許証の再交付要件が緩和される本年12月1日から運用することとしたので、事務処理に誤りのないようにされたい。

記

1 制度概要

免許を受けている者又は免許を受けようとする者の申出により、免許証への旧姓記載等を行うものとする。

2 旧姓記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

ア 免許証の交付、再交付又は更新を伴う場合

免許証の交付、再交付又は更新（特例更新を含む。以下同じ。）（以下「交付等」という。）を受けようとする者が、併せて当該免許証への旧姓の記載を希望する場合には、当該者による申出を受け、別添2のとおり、免許証表面の氏名欄に旧姓を記載するとともに、裏面備考欄に「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名青森公委」と記載することとする。

イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 旧姓を使用した氏名：東京花子青森公委」と記載した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

(2) 旧姓の変更方法

ア 免許証の交付等を伴う場合

免許証の交付等を受けようとする者が、併せて免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載の変更を希望する場合には、当該者による申出を受け、免許証表面の氏名欄に記載された旧姓の記載を変更するとともに、裏面備考欄に「氏

名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名「青森公委」と記載することとする。

イ 免許証の交付等を伴わない場合

上記ア以外の場合については、免許証裏面の備考欄に「令和●年●月●日 変更後の旧姓を使用した氏名：東京花子「青森公委」と追記した上で、当該記載内容を運転者管理システムにおいて記録することとする。

(3) 旧姓の削除方法

免許証に旧姓の記載を受けた者が当該免許証から旧姓の削除を希望する場合には、免許証の更新時等にその旨を申し出ることにより、旧姓が削除された免許証の交付を受けることができることとする。

なお、免許証の更新を待たずして当該免許証から旧姓の削除を希望する者にとっては、免許証の再交付の手続により、旧姓が記載されていない免許証の再交付を受けることができることとする。

3 申請書

旧姓記載等の申出に当たっては、既存の申請書又は記載事項変更届（以下「申請書等」という。）を適宜活用することとする。

4 旧姓確認のための提示書類

旧姓記載等（削除を除く。）を希望する者による申出があった場合、免許証の記載事項の変更の届出の手続を規定した道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第20条第2項第1号に準じる形で、申請書等の提出時に旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードを提示させ、申請書等に記載された旧姓が真正なものであることを確認することとする。

なお、旧姓の削除に当たっては、旧姓が記載された住民票の写し又は旧姓が記載された個人番号カードの提示を要しないこととする。

5 手数料

旧姓記載等に係る手数料については、記載事項の変更の届出と同様に取り扱うこととし、手数料の徴収を要しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓記載等の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続については従来通り手数料を徴収する必要がある。

6 運用開始日

令和元年12月1日

担当：運転免許課免許係

別添1 省略

運転免許証への旧姓記載について

[]内に旧姓を使用した氏名を記載

氏名	日本 花子 [東京花子]	昭和61年 5月 1日生	
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2		
交付	令和01年05月07日 12345		
2024年(令和06年)06月01日まで有効			
免許の 条件等	眼鏡等	運転 免許 証	
優良	見本		
番号	第 012345678900 号	公安委員会	
二種	平成15年04月01日		種別
他	平成17年06月01日		大型 中型 一 一 大特 大自 普自
二種	平成29年08月01日		小特 小原付 大二 中二 大自 大自 普自

「氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名〇〇公委」と記載

備考	氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名 (〇〇公委)
----	--------------------------

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です)。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
- 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
- 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

〔特記欄： 〕 (自筆署名) _____
(署名年月日) _____ 年 _____ 月 _____ 日